

神石高原町子ども・子育て支援事業計画

子どものいのちの根っこを育み、
健やかでたくましい
幹への成長を支える神石高原町



平成 27 年 3 月
神石高原町

計画の策定にあたって

① 計画策定の趣旨

- 本町では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「神石高原町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「地域全体に親子の明るい声がひびく神石高原町」を計画のテーマに掲げ、様々な施策に取り組んできました。
- しかし、少子化は依然として進行しており、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、子育てしやすい、働きやすい社会環境づくりが求められています。
- このため、本町では平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始を踏まえて、本町における子ども・子育てに係る課題を解決し、子ども・子育て支援の取組を総合的に推進するために、「神石高原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

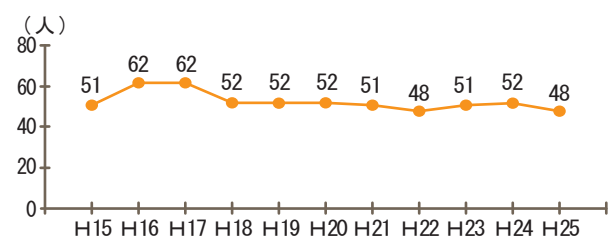
② 計画の位置づけと期間

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画にあたりるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条において規定されている市町村行動計画にあたります。
- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

③ 子どもの人口の動向と将来見通し

- 出生児数は、近年50人前後と横ばいです。また、本町の平成20～24年の合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率の合計）は1.87人で、広島県の市町の中で第1位です。
- 0～14歳の人口は、0～2歳，3～5歳，小学生，中学生の人口ともに、今後減少するものと見込まれます。

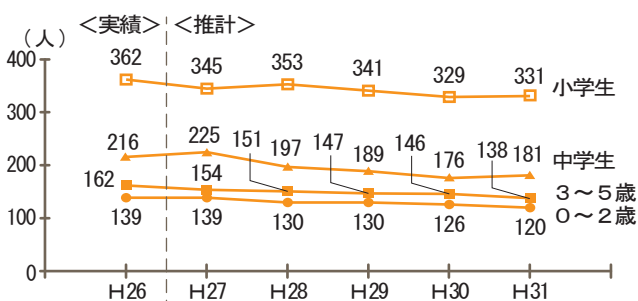
● 出生児数の推移



● 合計特殊出生率の比較



● 0～14歳人口の将来見通し



計画のテーマと基本方針

●本町では、子ども・子育てに係る様々な課題を踏まえ、緑豊かな自然と美しい田園のある環境のもとで、子どもを産み育てたい男女が安心して産み、育てることができ、地域全体に見守られながら子どもが心身ともにすくすく成長できる環境の構築を目指して、子ども・子育て支援事業計画のテーマと基本方針を次のように掲げます。

<子育てを取り巻く環境と課題>

- 子育て不安の増大と孤立化
- 子育てと仕事の両立が難しい社会環境等

- 安心して子どもを産み育てられる社会的な支援体制の充実

<子どもを取り巻く環境と課題>

- 家庭や地域における養育力の低下
- 生活習慣の乱れ
- 児童虐待やいじめ・不登校
- アレルギー疾患の顕在化等

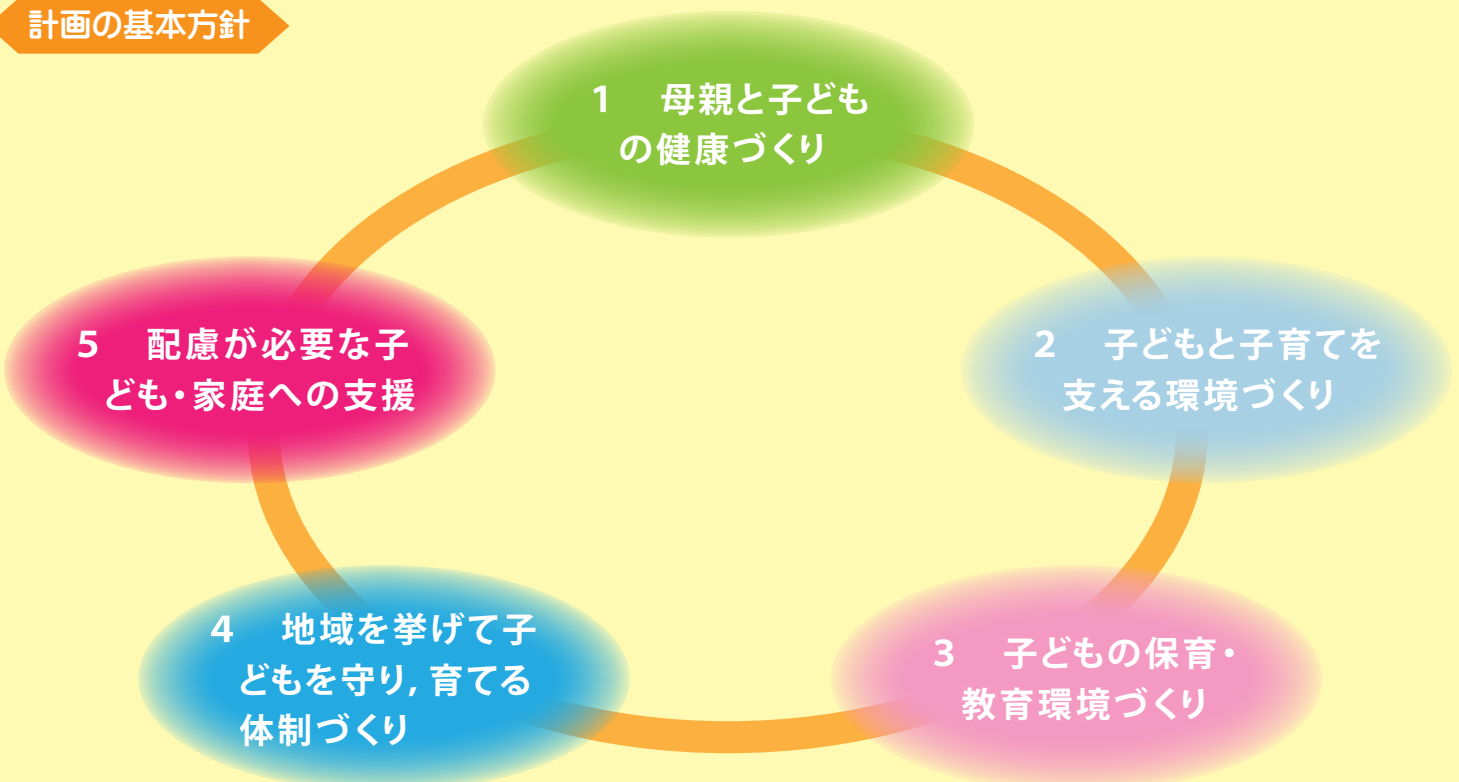
- 子どもの心身の健全な成長を促すことのできる環境づくり



計画のテーマ

子どものいのちの根っこを育み、
健やかでたくましい幹への成長を支える神石高原町

計画の基本方針



基本計画

1 母親と子どもの健康づくり

① 母親と子どもの健康の確保・増進

- 母親の健康の確保・増進
 - ・ 妊娠の早期届出のPR
 - ・ 母子健康手帳の交付，妊婦・乳児健康診査受診券の交付
 - ・ 妊産婦・乳幼児訪問相談事業
 - ・ こんにちは赤ちゃん事業
 - ・ すこやか育児サポート事業
 - ・ 養育支援訪問事業
- 母子保健知識の普及
 - ・ マタニティスクール
 - ・ 子育て支援スタッフ研修会
 - ・ 乳幼児の事故防止
- 子どもの健康の確保・増進
 - ・ 乳幼児の健診事業
 - ・ 保育所・幼稚園・小中学校の健診事業
 - ・ 歯科検診事業
 - ・ 予防接種支援事業
 - ・ 幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業（対象年齢を18歳までに拡大）
 - ・ 子ども自身による健康づくり
 - ・ 保護者に対する健康講座



② 食育の推進

- 保護者への食育の推進
- 子どもへの食育の推進
- 子どもの食・農体験の推進
 - ・ 調理実習，農林業体験



③ 思春期保健対策の推進

- 子どもへの思春期保健対策の推進
 - ・ 子どもに対する意識啓発
- 保護者への意識啓発の推進

④ 母子医療の充実

- 母子医療の充実
 - ・ 広域的な医療体制の周知
 - ・ 町内小児医療体制の構築
- 医療知識の普及
 - ・ 保護者に対する医療知識の普及
 - ・ 母子推進員に対する医療知識の普及
- 医療費助成の充実
 - ・ 乳幼児医療費支給制度及び子ども医療費支給制度（対象年齢を18歳までに拡大）
 - ・ 神石高原町不妊治療費助成事業【新規】（国，県の助成を除く本人負担額を，町が全額助成）

2 子どもと子育てを支える環境づくり

① 子育てに係る意識啓発の推進

- 家庭の重要性に係る意識啓発の推進
- 男女共同参画による子育ての推進（意識啓発）
- 親子のふれあいの推進

② 相談支援の充実

- 子どもと子育てに係る相談支援の充実
 - ・ 育児相談・訪問事業
 - ・ 地域子育て支援センター事業
 - ・ スクールカウンセラー事業
- 関係機関の連携の強化
 - ・ 子育てに係る関係機関の連携事業



③ 保護者の交流の機会と学習の場の充実

- おひさま広場の充実
- 自主的な子育てサークル活動の推進（カンガルークラブ）

④ 仕事と子育ての両立の推進

- 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進
 - ・ 男女共同の家庭づくりに向けた意識啓発
 - ・ 子育て中の職員に対する理解の促進
- 産前産後休業、育児休業制度等の普及

⑤ 子育て世代に対する経済的支援

- 各種手当て・助成制度等の充実
 - ・ 経済的支援
 - ・ 公営住宅へ入居する子育て家庭に対する経済的負担の軽減
- 子育て世代の定住促進
 - ・ 神石高原町プライダルセンターの運営・各種祝い金
 - ・ 住宅の改修・取得補助
 - ・ 子育て世代の定住団地への入居の促進

3 子どもの保育・教育環境づくり

① 保育環境の充実

- 託児所の充実
 - ・ 託児所たんぽぽの充実
- 保育所の充実
 - ・ 保育年齢
 - ・ 開所日・開所時間
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 保育料負担の軽減
 - ・ 通所バスの運行
 - ・ 保育内容の質の向上
- 保育施設の整備の推進
- 私立幼稚園の充実
 - ・ 私立幼稚園の運営支援
 - ・ 保育料負担の軽減
- 保育所及び幼稚園の開放の推進



② 教育環境の充実

- 確かな学力の育成の推進
 - ・ 指導体制の充実
- 豊かな心の育成の推進
 - ・ 読書習慣の定着
 - ・ 読書月間の実施
 - ・ キャリア教育事業
- いじめ・不登校対策の推進
 - ・ 相談事業
- 学校施設の整備の推進

③ 保幼小中高等学校等の連携の推進

- 教職員相互の連携の充実
 - ・ 教職員の交流
- 子どもの交流事業の推進
 - ・ 保育所・幼稚園と小学校の交流
- 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上
 - ・ 保幼・小・中・高・家庭・地域連携事業

4 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

① 地域における子育て支援ネットワークづくり

- 既存の子育て支援サービスの充実
 - ・ 神石さわやかネット
 - ・ 福祉・家事援助事業
- 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり
 - ・ 子育て家庭と地域住民の交流事業
- 民生委員児童委員活動の充実
- 母子推進員活動の充実
- 子育てを支援する人材育成の推進
 - ・ 講習会、研修会の開催

② 子どもの人権を守る体制づくり

- 子どもの人権に関する意識啓発の推進
- 子どもの虐待防止対策の推進
 - ・ 子育て支援ネットワーク活動
- 民生委員児童委員活動の充実
- 母子推進員活動の充実



③ 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

- 子どもの利用に配慮した公共施設の整備
 - ・ 公共施設の点検、整備
- 外出環境の整備
 - ・ 地区中心地の整備
- 子どもの交通安全対策の推進
 - ・ 交通安全教育、交通安全対策
 - ・ 交通安全ランドセルカバーの配布
 - ・ 危険箇所マップづくり
- 子どもへの犯罪防止対策の推進
 - ・ 防犯ブザーの配布
 - ・ 小学生の登下校の見守り活動
 - ・ 「子ども110番の家」事業

④ 地域を挙げての児童の健全育成

- 放課後子ども総合プランの推進
 - ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
 - ・ 放課後子ども教室
 - ・ 放課後の学習支援（公営塾の開設など）【新規】
- 子どもの多様な体験の推進
 - ・ 学校での環境学習、地域での体験学習
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 子育てに関する保護者への意識啓発の推進

5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

① 子どもの障害の早期発見と支援

- 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実
 - ・ 障害のある子どもに関する相談事業
 - ・ 保護者によるピアカウンセリング事業
 - ・ サポートファイル作成支援事業
- 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進
 - ・ 幼児等健康診査
 - ・ こども発達支援センターにおける医療的支援
 - ・ のびのび教室、るんるん教室
- 障害のある子どもへの保育・教育の充実
 - ・ 保育所での「気になる子ども」の支援
 - ・ 就学前発達相談
 - ・ 小中学校での特別支援教育
 - ・ 特別支援学級の設置
- 障害のある子どもへの福祉サービスの充実
- 経済的支援の充実
 - ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費支給制度

② ひとり親家庭等への支援の推進

- 相談支援の充実
- 経済的支援の充実
 - ・ ひとり親家庭等医療費支給制度
 - ・ 児童扶養手当
- 自立支援の充実
 - ・ 自立支援プログラムの活用
 - ・ 母子家庭の教育訓練給付



教育・保育の量の見込み

① 教育・保育提供区域の設定

- 本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、教育・保育提供区域を設定することとなっており、本町では、町全域（1区域）を教育・保育提供区域とします。

② 教育・保育の量の見込みと確保の内容

- 就学前の児童を対象とし、幼児期の教育・保育の量の見込みを定め、こうした見込み量に対して、幼児期の保育・教育施設及び認可外保育施設は、現状のか所数を維持し、全ての希望者に対してサービスを確保します。

表 教育・保育の対象となる子どもの区分

区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども

表 教育・保育の見込み量（単位：年度，人）

区分	H27	H28	H29	H30	H31
1号	33	36	27	26	24
2号	120	115	125	125	118
3号	139	130	130	126	120



③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 子ども・子育て支援事業の見込み量は次のとおりです。
- なお、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、病児保育事業の5事業については、計画期間中にサービス提供体制を確保することが難しいため、見込み量をあげていません。

表 利用者支援事業の見込み量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
利用者支援事業	事業か所数	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	延利用児童数／月	88	100	100	100	100
妊婦健康診査	妊娠届出者数	40	40	40	40	40
	延受診回数／年	360	380	400	420	440
乳児家庭全戸訪問事業	訪問延件数／年	60	60	60	60	60
養育支援訪問事業	訪問延件数／年	1	1	1	1	1
一時預かり事業（幼稚園在園児）	利用延人数／年	10	10	10	10	10
一時預かり事業（保育所）	利用延人数／年	100	100	100	100	100
延長保育事業	利用実人数	5	5	5	20	20
放課後児童健全育成事業	登録者数	200	200	200	200	200
放課後こども教室	利用延人数	10,060	10,620	10,340	10,110	10,110

計画の推進に向けて

- 本計画で掲げた施策をより計画的・効果的に実施するためには、行政はもとより、家庭、保育所、託児所、幼稚園、小中高等学校、地域、事業所などがそれぞれの役割を担いつつ、緊密な連携と協力のもとに地域が一体となって取り組む必要があります。

1 計画の周知

- 町民一人ひとりが子ども・子育て及び次世代育成支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、ホームページなどで本計画の内容を公表するとともに、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表し、町民への周知を図ります。



2 関係機関・団体、近隣市との連携の強化

- すべての家庭に対して総合的かつ効果的な子育て支援を行うため、教育機関、こども家庭センター、こども発達支援センター、警察などの関係機関、青少年育成神石高原町民会議、自治振興会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの各種団体、子育てサークル、母子推進員、民生委員児童委員などとの連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援及び次世代育成に係る総合的かつ効果的な取り組みを行います。
- 周産期医療及び小児医療体制の整備、障害のある子どもへの広域的な観点から必要な施策や施設の整備については、県及び近隣市と連携して体制の充実を図ります。また、子ども・子育て支援に係る施策の拡充を、国、県と連携して取り組みます。

3 庁内連携体制の維持・強化

- 本計画は、庁内横断的な取り組みが重要であり、本計画を策定するために関係部署で設置した「担当者会議」を目標年次まで継続し、関係課で年度ごとの事業の進捗状況を点検するとともに事業の見直しを行うことよって、計画の着実な推進を図ります。

4 計画の点検体制の整備

- 本計画については、計画に定める事項について、年度ごとに定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画の見直し及びその他必要な措置を講じることとします。
- こうした評価を行う際は、「神石高原町子ども・子育て会議」の意見を聴くとともに、評価結果を広く町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。



<問い合わせ先>

神石高原町 福祉課

電話 0847-89-3335

FAX 0847-85-3394